

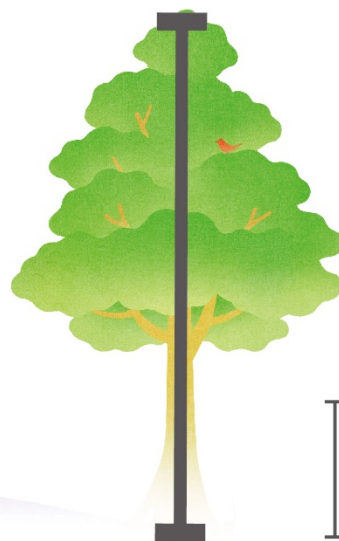
# 史跡平沢官衙遺跡 保存活用計画

令和3年(2021年)3月

〔対象期間〕

令和3年度(2021年度)から

令和12年度(2030年度)まで



これからの  
やさしさの  
ものさし  
つくばSDGs

## 序

つくば市の北部、平沢に所在する平沢官衙遺跡は、古代律令制下の常陸国筑波郡衙正倉院に比定される遺跡です。昭和50年（1975年）から県営住宅団地建設に先立って実施された発掘調査によりその重要性が確認され、その後の保存活動を受けて昭和55年（1980年）12月4日に国の史跡に指定されました。平成5・6年（1993・94年）度に面的な発掘調査を実施し、その成果を基に復元整備を行いました。平成15年（2003年）4月には「平沢官衙遺跡歴史ひろば」として開園しました。

平沢官衙遺跡は、その歴史的重要性や周囲の山並みを含めた景観から、市民の学習や憩いの場として活用され、市民の誇りとなりました。しかし、近年は復元建物の屋根などの傷みが激しく、憂慮される状態となっており、平成31年（2019年）2月につくば市の文化財保護行政全体の基本計画として策定した『つくば市文化財保存活用計画』でも、早期に解決すべき課題として位置付けました。

以上のような経緯を受けて、平沢官衙遺跡の状況を整理した上で、今後の保存や再整備を含む維持管理、活用の基本方針を定めることを目的に本『史跡平沢官衙遺跡保存活用計画』を策定しました。この計画に基づいて、市が積極的に施策を進めることに加え、市民をはじめとした多くの方々に平沢官衙遺跡の重要性を認識してもらい、市とともに史跡の保存と活用に関わっていただけるよう努めていきます。

末尾となりましたが、本事業に際しまして御協力いただきました地元の方々、また御指導、御協力いただきました関係各位に、心から感謝の意を表します。

令和3年（2021年）3月

つくば市教育委員会

教育長 森田 充

## 例 言

- 1 本書は、茨城県つくば市平沢 353 番地外に所在する国史跡平沢官衙遺跡の保存活用計画である。
- 2 本計画は、つくば市教育委員会が主体となり、令和 2 年（2020 年）度に市の単独経費で策定した。
- 3 本計画の策定にあたっては、つくば市教育局文化財課が、有識者からなる「史跡平沢官衙遺跡保存活用計画策定懇話会」の意見を踏まえて案を作成し、つくば市文化財保護審議会の承認を得た。
- 4 本計画の策定にあたっては、文化庁文化財第二課、茨城県教育庁総務企画部文化課の指導・助言を得た。
- 5 本計画の執筆、編集はつくば市教育教局文化財課が行った。
- 6 本計画で使用した図や写真のうち、北条中台遺跡の図と金田官衙遺跡の写真は公益財団法人茨城県教育財団から提供を受けた。その他は、つくば市教育委員会及びつくば市所蔵のものを使用した。地図はつくば市都市計画図 1 / 2, 500、つくば市遺跡地図を使用した。

# 目 次

第1章 計画策定の沿革・目的	
第1節 計画策定の沿革	1
第2節 計画の目的	1
第3節 懇話会の設置・経緯	2
第4節 他の計画との関係	3
第5節 計画の実施	7
第2章 史跡平沢官衙遺跡の概要	
第1節 指定に至る経緯	8
第2節 指定の状況	8
第3節 史跡の環境	
1 自然環境	11
2 社会的環境	13
3 歴史的環境	14
4 平沢官衙遺跡の発掘調査の成果	31
第3章 史跡平沢官衙遺跡の本質的価値	
第1節 史跡等の本質的価値の明示	41
第2節 新たな価値評価の視点の明示	42
第3節 構成要素の特定	43
第4章 現状と課題	
第1節 保存管理	45
第2節 活用	48
第3節 整備	52
第4節 運営・体制の整備	61
第5章 計画の大綱・基本方針	
第1節 計画の大綱	62
第2節 基本方針	62

第6章 保存管理	
第1節 方向性	63
第2節 方 法	64
第7章 活用	
第1節 方向性	66
第2節 方 法	66
第8章 整備	
第1節 方向性	68
第2節 方 法	68
第9章 運営・体制の整備	
第1節 方向性	71
第2節 方 法	71
第10章 施策の実施計画の策定・実施	72
第11章 経過観察	
第1節 方向性	73
第2節 方 法	73
引用・参考文献	76

# 第1章 計画策定の沿革・目的

## 第1節 計画策定の沿革

茨城県つくば市の北部に位置する平沢官衙遺跡（以下本遺跡とも記す）は、古代律令制下の常陸国筑波郡衙正倉院に比定される遺跡である。昭和50年（1975年）から県営住宅団地建設に先立って実施された発掘調査により、官衙的色彩の強い遺構群が確認され世に知られることとなり、保存運動の結果、昭和55年（1980年）12月4日付けで国の史跡指定を受けた（当時は茨城県筑波郡筑波町）。旧筑波町は翌55、56年（1980、81年）度に指定地を買収、57年（1982年）度には古代郡衙の復元整備事業を計画したが実現には至らなかった。その後、つくば市誕生後の平成4年（1992年）度から本格的に事業が開始されることとなり、5・6年（1993・94年）度に範囲及び遺構確認のための面的な発掘調査を実施、8年（1996年）度に全体基本計画、9年（1997年）度に立体復元建物基本設計を作成し、14年（2002年）度までの6年で復元整備工事を行った（調査、整備とも指導委員会を組織）。15年（2003年）4月「平沢官衙遺跡歴史ひろば」として開園した。

開園時に年間2万4千人弱だった入場者数は、年度毎に増減を繰り返しながらもほぼ倍増し、現在は年間5万人前後が訪れる史跡公園となっている。しかし、ここ数年の入場者数は頭打ちの状況であり、見学環境の向上と史跡の価値を伝えることにより、更なる増加が望まれている。それとともに、実物大復元建物や柱位置表示の施設では老朽化が顕著となっており、今すぐに修復に着手せねばならない状況になっており、今後の保存管理の体制を構築していくためにも、計画策定を検討するに至った。

## 第2節 計画の目的

関東平野の北東部にそびえる筑波山（標高877m）の南麓に広がるつくば市は、国家プロジェクトで建設された筑波研究学園都市があることで知られ、平成17年（2005年）のつくばエクスプレス開業による発展も加わり、人口増加が進む都市である。その研究学園都市も昭和38年（1963年）に閣議了解され、その7年後の建設開始から数えて50年以上が経過しており、周辺の伝統ある集落とともにつくば市の歴史そのものになっている。昭和62・63年（1987・88年）と平成14年（2002年）に計6町村が合併したおおよそ南北30km（東京23区とほぼ同じ）・東西15km（同ほぼ半分）、面積約284km<sup>2</sup>の現在のつくば市には、旧石器時代以来約3.5万年の人々の生活の痕跡が数多く残されている。市内に所在する国・県・市の指定文化財件数は、国7件、県29件、市83件の計119件で、さらに国の登録有形文化財6か所23件、埋蔵文化財包蔵地628か所、市独自の保護制度であるつくば市認定地域文化財1件があり、つくば市のみならず、県や国を代表するような物件も多い。また、市の文化財や歴史を物語る資料館は小規模館5館が散在しており、平沢官衙遺跡歴史ひろばはそのうちのひとつとして、つくば市文化財展示施設条例により設置されている。

つくば市の人口は、筑波研究学園都市の総合起工式が行われた翌年、昭和45年（1970年）の常住人口が78,110人だったのに対し、令和元年（2019年）には240,987人と約50年でほぼ3倍に増えており（『統計つくば』令和元年度版。各年10月1日現在）、市外からの移住者が多いのがつくば市の特徴の一つといえる。文化財は新旧住民を含む市民全体

の財産であることから、つくば市の歴史や文化財を知り、残していくことは非常に重要である（つくば市が積極的に取り組んでいるSDGsの11番目の目標「住み続けられるまちづくりを」の中のターゲット4が「世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する」となっている）。そしてその中心を担ってきたのが平沢官衙遺跡での保存・整備・活用の取り組みであるが、近年では復元建物の経年劣化等により活用に支障が生じている。

つくば市の文化財保護行政全体の基本計画としては、平成31年（2019年）2月に策定した『つくば市文化財保存活用計画』がある。個別計画として実施してきた平沢官衙遺跡に続き小田城跡の復元整備事業が平成28年（2016年）度に終了するなど、大規模事業が一段落したことを受け、それらの維持管理も含め、全体的に現状と課題を整理し今後の基本的な方針を定めたもので、平沢官衙遺跡歴史ひろばの復元建物等の修復はできるだけ早く着手する取組として位置付けられている。

以上のような経緯を受け、現状での平沢官衙遺跡の状況を整理した上で、今後の保存や再整備を含む維持管理、活用の基本方針を定めることを目的に『史跡平沢官衙遺跡保存活用計画』（以下、本計画と記す場合がある）を策定する。

### 第3節 懇話会の設置・経緯

---

本計画の策定において、「史跡平沢官衙遺跡保存活用計画策定懇話会開催要項」に基づいて、史跡平沢官衙遺跡保存活用計画策定懇話会を開催した。懇話会は考古学、文献史学、建築学、造園学の学識経験者とともに、地元平沢地区区長で組織し、文化庁文化財第二課、県教育庁総務企画部文化課の指導・助言を得た。事務局は市教育局文化財課が担当した。

令和2年（2020年）

8月 第1回策定懇話会

- ・現地の状況確認
- ・史跡の概要・本質的価値の検討

10月 第2回策定懇話会

- ・史跡の概要・史跡の本質的価値の検討
- ・現状、保存、活用、整備についての検討

12月 第3回策定懇話会

- ・史跡の概要・史跡の本質的価値の修正・検討
- ・現状、保存、活用、整備、運営体制、計画についての検討

令和3年（2021年）

2月 第4回策定懇話会

- ・修正のとりまとめ、最終確認



○史跡平沢官衙遺跡保存活用計画策定懇話会名簿

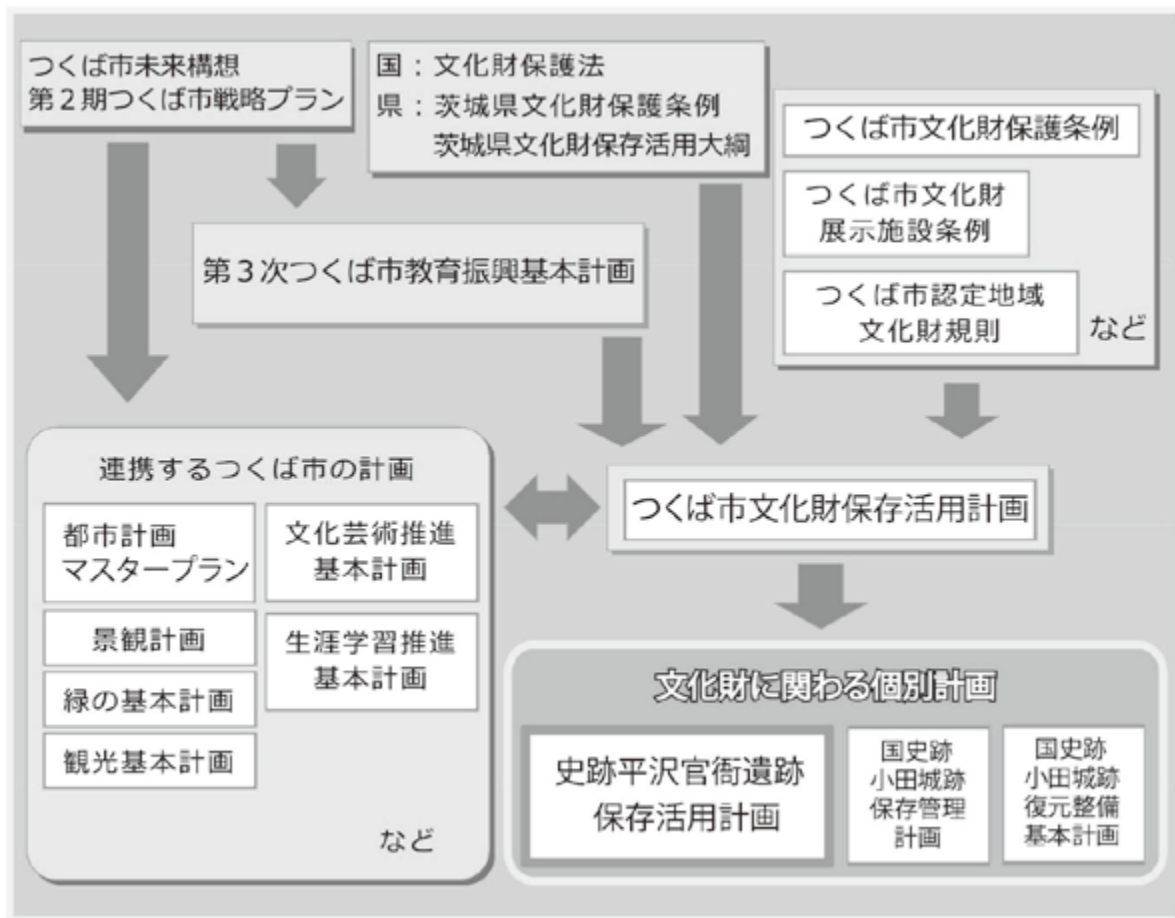
学識経験者（考古学）	田中 裕	茨城大学人文社会科学部	教授
学識経験者（文献史学）	三谷芳幸	筑波大学人文社会系	准教授
学識経験者（造園学）	黒田乃生	筑波大学芸術系	教授
学識経験者（建築学）	海野 聡	東京大学大学院工学系研究科建築学専攻	准教授
地元代表	櫻井 茂	平沢地区区長	
指導・助言	浅野啓介	文化庁文化財第二課史跡部門文化財調査官	
	松本直人	茨城県教育庁総務企画部文化課課長補佐	
	齋藤和浩	茨城県教育庁総務企画部文化課文化財保護主事	

## 第4節 他の計画との関係

### 1 本計画の位置付け

つくば市では、目指すまちの姿やその実現のための基本的な方針等を示した『つくば市未来構想』と、市の主要な施策等を示した『第2期つくば市戦略プラン』に基づきまちづくりを行っている。これらに加え、市の教育に関しては、『つくば市教育振興基本計画』がすでに策定されており、これらを上位計画に位置付けて『市文化財保存活用計画』が策定されている。

また、つくば市の基本計画類のうち、文化財課との検討を経て庁内各部局が策定した文



第1図 各種計画の相関図



化財の保存・活用に関連している『都市計画マスタープラン』、『景観計画』、『緑の基本計画』、『観光基本計画』、『文化芸術推進基本計画』、『生涯学習推進基本計画』などを『つくば市文化財保存活用計画』と並立し連携する計画とした。さらに、この『保存活用計画』に基づいて『国史跡小田城跡保存管理計画』、『国史跡小田城跡復元整備基本計画』などの個別計画を位置づけており（『国史跡平沢官衙遺跡復原整備基本計画』は既に終了）、本『史跡平沢官衙遺跡保存活用計画』もここに含まれるものである。

## 2 関連基本計画類概要

市の諸計画に盛込まれる文化財保護行政は、以下のとおり多岐にわたる。

### (1) 上位計画

#### ① 『つくば市未来構想』（令和2年（2020年）3月）

21世紀半ばまでを計画期間とした市のまちづくりにおける基本的な指針。目指すまちの姿Ⅰ「魅力をみんなで創るまち」の中で、「つくばの資産と新たなセンスが融合することで新しい魅力が創り出される」とされ、「つくばの資産」の中には、豊かな自然環境、歴史と文化等が含まれている。

#### ② 『第2期つくば市戦略プラン』（令和2年（2020年）3月）

「つくば市未来構想」に掲げられた「目指すまちの姿」の実現に向け、戦略的・計画的に取り組むために策定されている。基本施策Ⅰ-2「資源をみがき、魅力あふれるまちをつくる」の中の個別施策Ⅰ-2-③「文化芸術の推進及び文化財保存と活用」の主要プロジェクト中で、「史跡の保存活用計画を策定し、平沢官衙遺跡の再整備をする」と述べられている。また、指標として、文化財展示施設（5施設）の利用者数76,130人（過去3年間の年間平均）を84,000人（2024年度）に増加させるとしている。

#### ③ 『第3期つくば市教育振興基本計画』（令和3年（2021年）3月）

基本目標2の「「学び」の多様性に対応する場と機会を整え、個性が花開く教育を推進する」の基本方針7「「学び」を支える施設を整備する」のうちの施策2で、「つくばの歴史・伝統文化を体験できる場の整備」を掲げる。その「伝統文化・郷土の歴史等に触れる機会の充実」の中で「小田城跡歴史ひろばや桜歴史民俗資料館等の文化財展示施設および市内にある各種指定文化財を適正に維持管理する」としている。

### (2) 連携する計画

#### ① 『つくば市都市計画マスタープラン2015』（平成28年（2016年）1月）

つくば市における各種の都市計画を定めていくための指針となるもの。まちづくりの目標1「豊かな自然・農村・文化・街並みを守り、引き継いでいくまち」とあり、古くから培われてきた歴史・文化と研究学園地区が織りなすつくばの特徴ある街並みは将来にわたって守り引き継いでいくべき貴重な資産であると述べられている。目標2「地域文化・科学技術をいかし、世界に貢献する、活力あるまち」とあり、筑波山、小田城跡、農村集落等が生むつくば独自の地域文化や研究機関の集積などつくばならではの資源を最大限にいかし、新たな産業の振興を推進すると述べられている。

#### ② 『つくば市景観計画（第1回変更）』（平成24年（2012年）6月）

つくば市景観計画では、良好な景観形成に関する方針、良好な景観形成のための行為の制限に関する事項などを定めており、地域の個性をいかした景観の維持・継承・創造

を積極的に進めることとしている。つくば市の景観特性と景観構造として、「歴史的文化財が作りだす文化的景観、魅力ある商店街の既成市街地の景観など、特徴的な景観も形成されています」とある。また、良好な景観の形成に関する方針では、「平沢官衙遺跡、小田城跡等の歴史的・文化的資源が残されている地域では、これらの資源を活用した景観形成を図ります。」とされている。

③ 『つくば市緑の基本計画（改訂版）』（平成 28 年（2016 年）3 月）

つくば市が長期的な視点から定める緑とオープンスペースに関する総合的な計画。都市公園以外の公園緑地の一つとして、史跡が 17 件（天然記念物含め緑として捉えられるもの）挙げられている。また、これまでの主な緑の推進施策の実施状況の中に、つくばライフを楽しむ緑の拠点づくりとして小田城跡の整備、新たに整備する緑の拠点として金田官衙遺跡を含むオープンスペースの整備が挙げられている。

④ 『第 2 次つくば市観光基本計画』（平成 29 年（2017 年）4 月）

つくば市の観光分野の大きな方向性を示すものとして策定している。計画の基本理念である「つくば市の資源をいかし、世界を魅了するまちへ」の資源の中には歴史と文化も含まれており、基本方針には「自然・科学・歴史をいかした観光プログラムづくり」とある。主な取組として自然環境をいかした観光プログラムの推進とあり、具体的には小田城跡歴史ひろば等を活用した観光ルートの開発などが挙げられている。

⑤ 『つくば市文化芸術推進基本計画』（平成 31 年（2019 年）3 月）

つくば市の文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定。計画の基本的方向の 1 つとして「多様な文化と伝統が調和するまちつくば」を掲げ、この基本施策として「地域に根付いた伝統の継承・発展」を挙げている。ここでは、「つくばに根付く歴史的、芸術的、学術的な魅力・価値を有する有形・無形の文化財等、地域の貴重な文化資源を保存、継承」とともに、「観光資源としても活用していく」と述べられている。

⑥ 『第 3 次つくば市生涯学習推進基本計画』（令和 3 年（2021 年）3 月）

これまでの取組を検証し、昨今の社会情勢や市民要望の変化に対応した、生涯学習推進に向けて策定している。生涯学習関連施設として、文化財展示施設類の 5 館が挙げられている。また、基本方針の一つ「学びの力をいかすことができる生涯学習の推進」で、施策の柱・方向性として「地域で学び合う生涯学習」の「地域で学ぶきっかけ作り」として、「地域で学びを始められるきっかけとして、講座等学習機会を提供することで、自らの関心に応じた学習ができるようにしていきます。」とし、その中で「文化財展示講座事業」が挙げられている。

### 3 『つくば市文化財保存活用計画』における平沢官衙遺跡の現状と課題及び施策

現在のつくば市の文化財行政の基本計画となる『つくば市文化財保存活用計画』で記載されている平沢官衙遺跡に関わる内容は、以下のとおりである。

#### (1) 現状

市全体の歴史や文化財を網羅するような本格的・統一的な博物館はない中、文化財等の展示施設として小規模な施設が 5 館あり、平沢官衙遺跡等の国指定史跡を復元整備して展示する施設である歴史ひろばは、つくば市の文化財活用の大きな特色となっている。

各展示施設では、常設展示だけでなく、テーマを決めて市庁舎も含めたいくつかの展示施設を回る巡回企画展を開催しているが、本歴史ひろばは展示スペースが狭いためその会場とはなっていない。しかしながら、企画展に併せた史跡巡り、学校教育における本市独自の科目である「つくばスタイル科」において歴史や文化財を取り上げられていることによる施設の展示解説や出前講座、社会教育事業で市内の研究施設等を巡る「ちびっ子博士事業」への協力も行っており、全展示施設の入館者数合計約7万人のうち7割以上を平沢官衙遺跡歴史ひろばが占めている。文化財を活用する環境整備として行う案内標識・説明板の設置や解説本・パンフレットの刊行等では、他の文化財と比べて本遺跡は突出して充実している。平沢官衙遺跡歴史ひろばでは、開園を契機として地元の方々を中心に結成されたNPO法人と管理・活用面で深く協働している。

第1表 文化財展示施設等の概要

No.	施設名	所在地・電話番号	建物延床面積 (㎡)	主な設備等
1	桜歴史民俗資料館	つくば市流星台 61-1 電話 029-857-6409	547.36 ㎡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県指定有形文化財「古来の板碑」</li> <li>・考古資料、民俗資料等の展示</li> <li>・展示室 ・ 収蔵庫</li> </ul>
2	出土文化財管理センター	つくば市平沢 81 電話 029-867-4757	本棟 804.9 ㎡ 別棟 295 ㎡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出土遺物の収蔵・整理作業及び一般公開展示のための施設</li> </ul>
3	平沢官衙遺跡歴史ひろば	つくば市平沢 353 電話 029-867-5841	案内所 72.87 ㎡ 高床式校倉 61.33 ㎡ 高床式板倉 126.41 ㎡ 高床式土倉 125.32 ㎡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・8～10世紀の筑波郡の役所跡を歴史公園として復元整備</li> <li>・高床式倉庫跡を、中央に位置する3棟は実物大復元、他は束柱表示、礎石表示で復元</li> <li>・案内所では復元整備記録を映像で紹介</li> </ul>
4	小田城跡歴史ひろば	つくば市小田 2377-1 電話 029-867-4070	案内所 283.21 ㎡ 四阿 61.62 ㎡ 土塁内手洗所 43.00 ㎡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦国時代の小田城を歴史公園として復元整備</li> <li>・土塁や堀、池のある庭園を再現</li> <li>・案内所では小田氏と小田城の歴史を、展示と映像で紹介</li> </ul>
5	谷田部郷土資料館	つくば市谷田部 4774-18 電話 029-836-0139	804 ㎡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・谷田部地区の出土品や谷田部藩資料、民俗資料を展示</li> <li>・古民家の屋内の復元</li> <li>・江戸時代の発明家「飯塚伊賀七」が製作した木製和時計の実物や復元品などを展示</li> </ul>

## (2) 課題

指定文化財でも指定後の状況・環境の変化の把握ができていないものが多くある。

また、施設のあり方について、施設や設備の老朽化が進んでおり、古くなった展示の更新も行われていないことから、各地に展示施設を残すことで利用者の利便性を考慮して現状を維持していくか、統一的施設を設けて統廃合していくか、検討する時期に来ていると考えられる。

さらに、現在、部分的に行われているボランティア団体やNPO法人・市民団体との協働を、市全体に広げていく取組が必要となる。

文化財展示施設や市管理文化財の維持管理費の中でも、特に歴史ひろばでの、植栽管理・草刈り等費用や老朽化（施設・設備以外にも、各施設展示品・歴史ひろば復元物類）に伴う修繕費は年々膨張しており、効率化の努力と工夫が必要となる。中でも平沢官衙遺跡では、復元建物の屋根や建物の平面表示等で経年劣化が著しく、早急な対処が求められている。国指定史跡の修復整備事業を実施するには史跡毎に保存活用計画を策定したうえで、文化庁との協議・調整が必要である。

第2表 文化財展示施設等の利用者数

	令和元 年度	平成30 年度	平成29 年度	平成28 年度	平成27 年度
1 桜歴史民俗資料館	8,064	7,809	3,204	3,621	2,780
2 出土文化財管理センター	58	126	119	107	231
3 平沢官衙遺跡歴史ひろば	50,689	46,508	52,478	51,346	55,051
4 小田城跡歴史ひろば	19,853	21,204	17,479	17,170	-
5 谷田部郷土資料館	3,948	4,591	1,031	1,597	1,661
計	82,612	80,238	74,311	73,841	59,723

### (3) 施策

#### 継続する取組

- ・歴史や文化財の周知を進めるため、展示施設で常設展示内容を更新する以外にも巡回企画展を開催し、講演会・講座等を文化財課主催のみならず「筑波山地域ジオパーク推進協議会」（市経済部観光推進課ジオパーク室が事務局本部）等の関係部局と共に、平沢官衙遺跡のような地域の地質・地形との関わりの深い文化財を、筑波山地域ジオパークの見どころの一つとして活用する。
- ・平沢官衙遺跡等の歴史ひろばの所在を広く周知するため、市関係部局や地元NPO法人・地元関係団体と連携して、定期的にイベントを開催するとともに、地域振興の拠点としても活用する。
- ・市内小中学校への支援事業として、つくばスタイル科授業での施設解説や出前講座を実施し、市教育研究会社会科研究部、「ちびっ子博士事業」との連携も進める。

#### 新規開始・充実・強化を図る取組

- ・状況に応じて史跡周辺その他の埋蔵文化財の内容確認調査等を進める。
- ・意識調査でも多様な意見があった展示施設のあり方を多角的に調査し、将来的な統一的文化財施設の設置や展示施設の統廃合の要否について検討する。
- ・市民が市の歴史や文化財に触れ、文化財行政を知る機会を作ることを目的に、市が育成・組織する文化財サポーターによる、展示施設や文化財の解説の他、学校支援業務への協力、文化財の見廻り、イベント時の補助、展示の作成等の活動を検討する。
- ・復元建物屋根等の経年劣化が進んだ平沢官衙遺跡歴史ひろばについて、国庫補助事業としての再整備に向けた保存活用計画を策定し、文化庁との調整ができたときには、早期に再整備事業に着手する。

## 第5節 計画の実施

本計画は、令和3年（2021年）2月に策定し、同年4月から実施する。

今後、史跡内及び周辺において新たに生じた事態への対応や、本市が実施する史跡整備などについては、本計画に基づいて実施していく。また、史跡の価値などを広く周知していくため、保存・活用等を着実に進めていく。

本計画に基づく実施状況・効果については、定期的に点検・評価を実施し進捗評価を行うと共に、広く意見を聴取し、必要性が生じた場合には、計画内容などの修正を行う。



## 第2章 史跡平沢官衙遺跡の概要

### 第1節 指定に至る経緯

---

平沢官衙遺跡は昭和50年(1975年)から52年(1977年)にかけて行われた県営住宅建設に伴う記録保存を目的とする発掘調査で発見された遺跡である。この調査で、官衙的な色彩の強い遺構群が検出されたことから、51年(1976年)「平沢遺跡を守る会」が結成され、署名運動など保存運動が開始された。その後も全3次(第1期調査)に渡る発掘調査が行われ、それに伴い保存運動が盛り上がった結果、53年(1978年)に筑波町長が平沢遺跡の保存を表明、国指定史跡申請書提出に至った。その後、昭和55年(1980年)12月4日付けで国の史跡に指定され保存されることが決定した。

### 第2節 指定の状況

---

#### 1 指定告示

名称：平沢官衙遺跡

指定基準：特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準 史跡

官報告示：昭和55年12月4日付け文部省告示第173号

#### 2 指定説明文とその範囲(第2図)

※指定当時の指定説明文、指定書の所在地、地番を引用

##### 指定説明文

関東の名山・筑波山が起立する筑波の地は、古代より豊かな歴史の展開をみせた地域の一つである。常陸国風土記によれば、筑波の地は、古く筑波の県、あるいは紀の国と呼ばれたと伝え、また筑波国造の治める所であった。その由緒をうけつぐ筑波郡は、筑波山の南麓を中心に定められ、その郡家の所在については現在の筑波町北条の地に比定されてきたが、平沢遺跡はその一角に当たっている。

郡家の推定地は、筑波山の南方で、西に突出する平沢山と通称される小丘陵の南の比高五～一〇メートルほどの台地上にあって、台地の南方の平野には、条里制遺構が広がる。台地は西にある中台台地(東西約五〇〇メートル・南北約一〇〇〇メートル)とその東に浅い谷をへだてて相対峙する不正形な島状をなした、平沢台地(東西・南北約二五〇メートル)がある。二つの台地からは、奈良・平安時代に属する瓦や土器等の出土品、礎石の遺存が知られてきており、郡家あるいは郡寺かとする説が立てられていた。特に平沢台地では、礎石状の石の遺存がかなり広範囲に知られていた。

この平沢台地で、茨城県住宅供給公社による団地造成が計画され、昭和五〇・五一年にかけて三次にわたる発掘調査が茨城県教育委員会により行われ、この遺跡の内容が判明してきたものである。調査された遺構としては、規則的に配列された掘立柱建物群、礎石群、基壇状高まり部分、竪穴住居跡、及びそれらをとりに囲むとみられる大溝が主なものである。

掘立柱建物群は一二棟以上確認されている。全て方形の大きな掘方を持ち、建物身舎内にも柱を持つ、いわゆるべた柱の倉庫とみられる建物である。建物規模は最大のもので一五×七・二メートル、比較的多いもので九×六メートル程のものであり、二間一間のもの一棟・三間二間のもの六棟・四間二間のもの一棟・三間三間のもの一棟・四間三間のもの一棟・五間三間のもの二棟等がある。その柱間寸法は七尺から一〇尺に達する大規模なものがほとんどである。建物の配置は西方では南北棟建物が南北に並び、中央部分では東西棟建物が東西に並んでおり、東方では向きを変えた東西棟建物が東西に並列し、また南よりも建物の存在していたことが知られる。これらの建物群があるところには、柱堀方の重複や列状をなした堀方が多くあり、また建物の方向から見て同時存在とみられないものであって二回以上の造営があったことが知られ、このことから一二棟をはるかに越える建物群の変遷があったことをうかがわせている。

基壇状の高まり部分は、東方に二カ所が一辺一〇メートルを越す状態で認められ、また中央部分の掘立柱建物の上層で版築が遺存していたといわれ、礎石の遺存と合わせて考えると、掘立柱建物に遅れて多くの基壇建物が建てられたことが知られる。礎石は東方の高まり部分にもいくつか遺存し付近の掘立柱建物群の上にも若干遺存している。また北辺の大溝の北方にも礎石群の遺存が確認されている。中央から西方にかけて遺存した礎石は一部据わったままのものがあるが、すでに大部分は道路脇等に移されていた。なお掘立柱建物に先行する鬼高式期以前の竪穴住居跡二カ所が検出されている。

これらの遺構をとり囲む形で、大溝が台地の北辺と西辺で確認された。溝の幅は二メートル以上、深さ一メートル程度のもので、西北の角から東に一三〇メートル以上、南に一二〇メートル以上続くことが判明した。地形との関連から台地中央部を方形にとり囲むものかと考えられている。

竪穴住居跡からの土師器を別として、遺構上から出土した出土品としては、瓦片や内黒土師器を含む土師器・須恵器が少量あり、遺構の年代をうかがわせる。

以上、調査の結果として、平沢遺跡は、島状の台地中央の大部分を大溝でとり囲み、この内部に掘立柱建物による多数の倉庫群を計画的に配置したものであり、倉庫群は何回かの建替えがあり、後に礎石を用いた建物に建替える等の変遷をへたことが判明した。その使用時代は瓦や土器から奈良・平安時代に属する。このような柱間寸法一〇尺にも達する倉庫群のあり方は、地方官衙の一形態であることは明らかである。他の地方官衙のあり方に比較すると郡の正倉と考えるのが、最も妥当であろう。なお平沢遺跡に西接する中台の台地は、その広さや平沢遺跡と同様な出土品及び礎石等からみて関連した遺跡が埋れていることが予想されている。平沢遺跡は発掘された地方官衙としてこの地方の歴史の研究上重要な意義を持つものであるだけでなくこの種の遺跡として代表的なものであるので指定し保存を図るものである。

所在地 茨城県筑波郡筑波町大字平沢字平

地 番 353 番、353 番1、354 番、355 番、356 番、356 番2、357 番、358 番、359 番、360 番、361 番、362 番、363 番、374 番、375 番3のうち実測 287.68 m<sup>2</sup>、378 番、381 番1、382 番、382 番1、383 番、384 番、385 番、386 番、387 番、388 番、389 番、389 番1、390・394 番(合併)、391 番、392 番、393 番、393 番2、395 番、396 番、397 番、398 番、399 番、400 番、400 番1、401 番、401 番2、402 番、403 番、404 番、405 番、406 番、乙 406 番、407 番、408 番、409 番、410 番、411 番、412 番、413 番、414 番、415 番、416 番、417 番、418 番



第2図 指定時の史跡範囲地籍図

### 3 指定地の状況

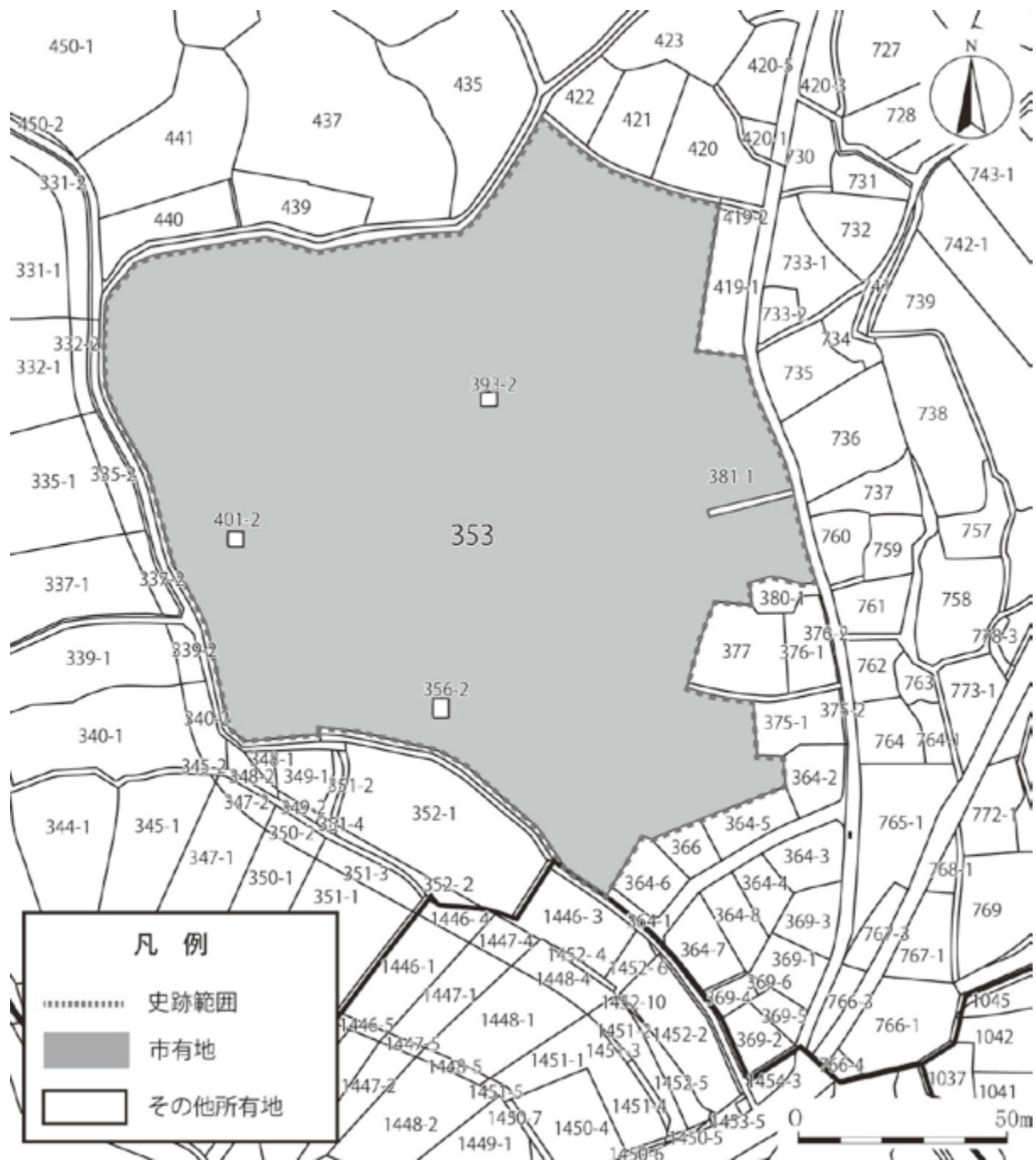
#### (1) 土地所有の状況 (第3図)

国指定史跡平沢官衙遺跡は、昭和61年(1986年)の合筆及び地籍更正により、国有地の4筆を除いて、つくば市大字平沢字平353番地に合筆し、面積32,445m<sup>2</sup>となっている。このうち353番地の32,315m<sup>2</sup>、指定地の96%が市の所有地となっており、4筆130m<sup>2</sup>に財務省の国有地が残っている。

#### (2) 土地の利用状況

国指定史跡範囲を「平沢官衙遺跡歴史ひろば」として復元整備し、公開している。管理団体の指定はされていない。





第3図 史跡範囲地籍図

### 第3節 史跡の環境

#### 1 自然環境

##### (1) 位置と地勢

つくば市は、茨城県の南西部に位置し、茨城県の県庁所在地水戸市から南西に約50km、首都東京からも北東に約50kmの距離に位置しており、面積は283.72㎢は県内で4番目の広さになる。北に関東の名峰筑波山を擁し、東方にはわが国第2位の面積を有する霞ヶ浦を控え、あわせて水郷筑波国立公園に指定されている。また、筑波山

地域を除く市域の大部分は、筑波・稲敷台地と呼ばれる標高 20~30mの関東ローム層に覆われた平坦な地形であり、南北に流れる小貝川、桜川、谷田川、西谷田川などの河川は、周辺の平地林、畑地あるいは水田等と一体となって落ち着いた田園風景を醸し出している。

## (2) 気候

気候は、年間平均気温が 14.9 度であり、年間降雨量は、1,407.0mm となっている（平成 28 年度）。また、降雪は年に 2~3 回程度で、特に冬季に吹く「筑波おろし」と呼ばれる乾いた冷たい風は、筑波山南部地域の特徴である。

## (3) 地形

### ○筑波山地

標高 877m の筑波山を最高点に、400~300m の尾根が屈曲しながら南北・東西にのびている。平沢周辺の山地で産出する変成岩は古代から石材として利用され、古墳の石棺・石室や中・近世の板碑として使われた。また、小田周辺の山地で産出する花こう岩は中世の石塔等に利用された。

### ○桜川と桜川低地

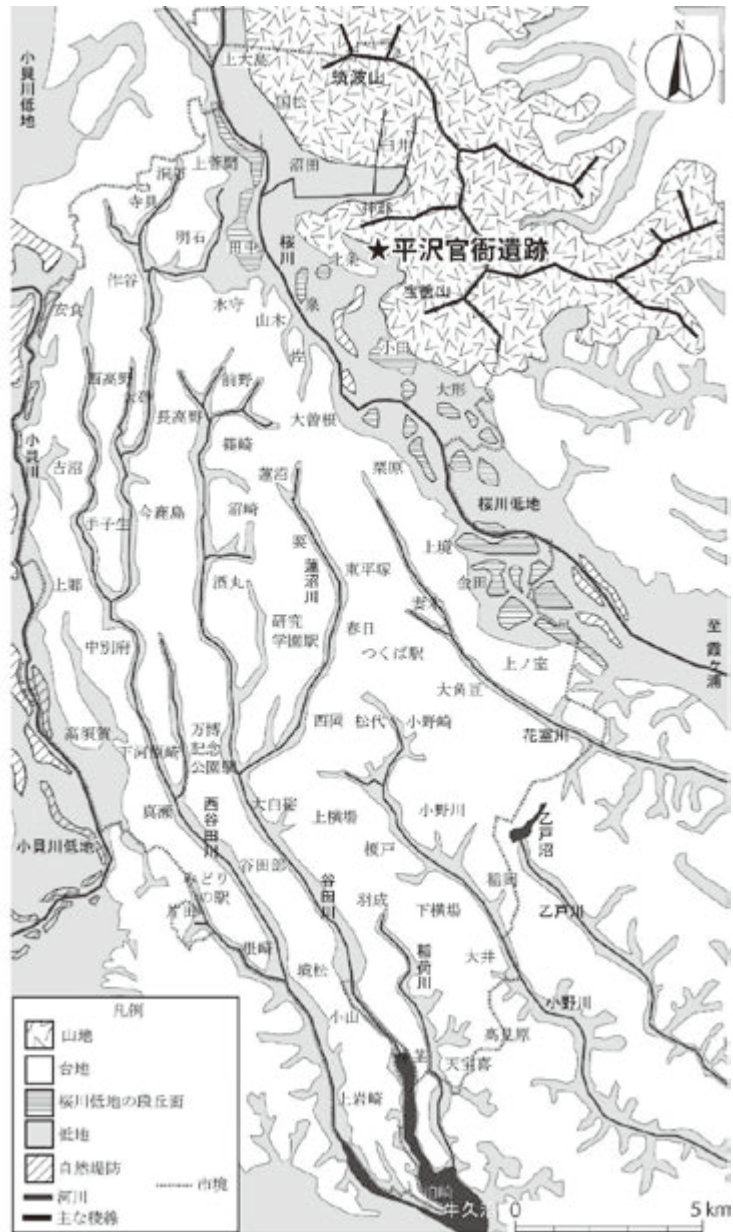
桜川市に源流がある桜川は、つくば市内を流れて霞ヶ浦に注いでいる。川沿いの桜川低地の標高は 2~20m で、現在の桜川の水量に比べて広大な低地は約 3~2 万年前までここを流れていた古鬼怒川の氾濫原に由来している。

### ○小貝川と川沿いの低地

栃木県那須烏山市に源流がある小貝川は、末流は利根川に合流する。低地の標高は 10m 前後である。小貝川は過去に何度も流れを変えていて、古代には鬼怒川との区別がされていなかった。川沿いの低地には自然堤防や旧河道の痕跡が散在している。

### ○筑波・稲敷台地

標高 30m 前後の台地の上には赤土と呼ばれる関東ローム層が堆積している。また、



第 4 図 つくば市の地形

台地を流れる花室川・小野川・谷田川等の中小河川は、霞ヶ浦や牛久沼に注いでいる。これらの河川流域の低地は標高5～25mであり、河川につながる小支谷が台地内部まで樹枝状に入り込んでいる。

以上のようなつくば市の地形のうち、平沢官衙遺跡は桜川の左岸、筑波山地を構成する尾根を北に、筑波山地から続く台地や桜川低地を南に臨む、標高約30mの独立台地上に立地している。

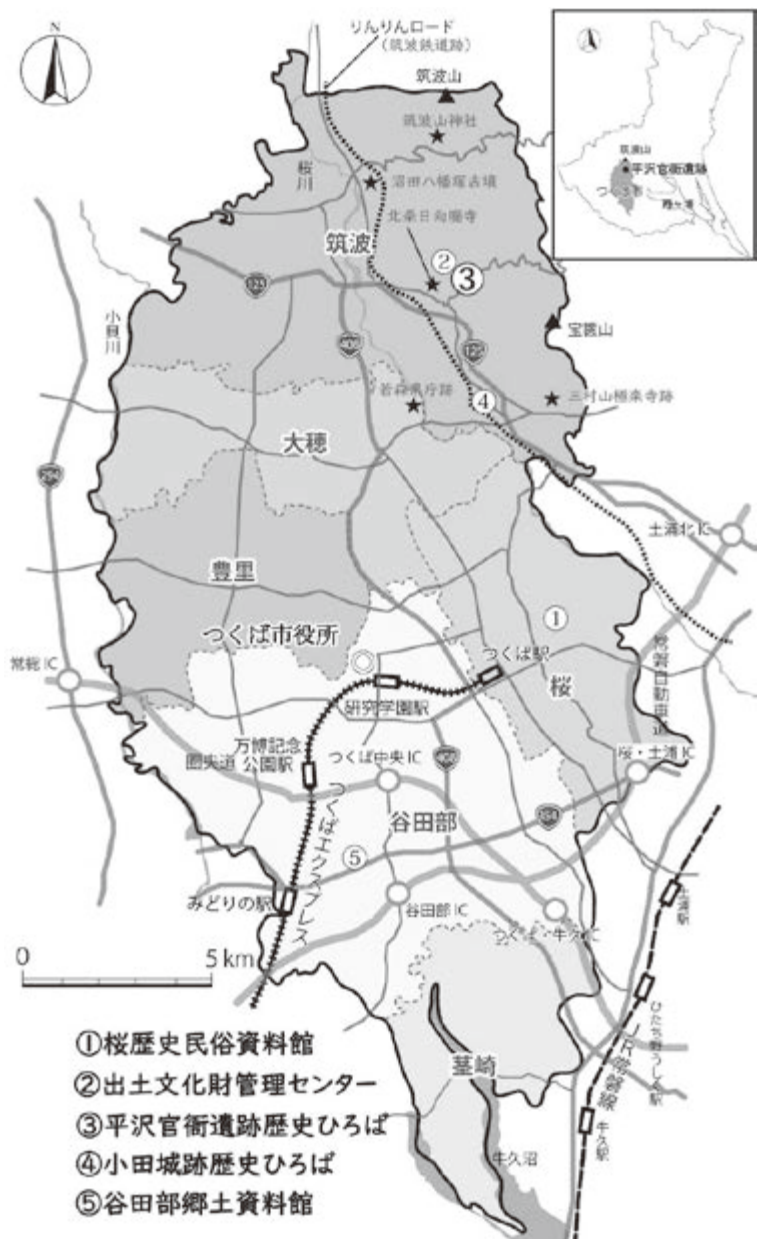
## 2 社会的環境

### (1) 交通

南北に細長い市域の中には、南西―北東方向に常磐自動車道、東西方向に首都圏中央連絡自動車道の高速道路が通り、市役所から自動車で東京（箱崎ジャンクション）まで約50分の所要時間であることに加え、国道6号、125号、408号等の国道や東大通り、土浦学園線などの主要県道を有し、市道も管理延長が約3,700kmを超えるなど道路網が発達している。

また鉄道では、つくばエクスプレスによりつくば駅から秋葉原駅まで最速45分の所要時間であるとともに、沿線のJRや私鉄等ともアクセス可能な他、高速バスでも県内・県外各地への路線がある。空路においては、茨城空港をはじめ、成田国際空港、東京国際空港（羽田空港）の3空港に近接している。つくば市内にはこのような道路、鉄道等の各種交通の結節点が存在し、人や物が行き交う拠点となっている。

平沢官衙遺跡は、前述の国道



第5図 つくば市全体図



125 号に近接する場所に位置し、北条から筑波山へ向かう歴史ある参道の「つくば道」や、廃線となった関東鉄道「筑波線」を活用した自転車道である「つくば霞ヶ浦りんりんロード」からアクセスしやすい場所にある。公共交通機関では、つくばエクスプレスつくば駅から「つくバス」が、JR土浦駅から関東鉄道バスが運行されており、同じ場所に設けられた「大池・平沢官衙入口」・「平沢官衙入口」の各停留所から徒歩約5分となっている。

## (2) 観光

つくば市の観光は、水郷筑波国定公園に指定されている筑波山を中心とした「筑波山地区」、国の施策により整備された研究学園都市を中心とした「研究学園地区」、これらを除く田園地域である「周辺地区」に分けられる。

筑波山には、様々な植物が生育するとともに、名所・旧跡が点在し、中腹には筑波山神社があり、年間を通して多くの参拝者や登山者が訪れている。平成28年(2016年)9月には、この筑波山を含む地域一帯が日本ジオパークにも認定されている。また、市内2番目に高い山である宝篋山にも、その景色が良いことから多くの登山客が訪れている。平沢官衙遺跡はジオパークの見どころの一つとされ、歴史文化的な観光資源として位置付けられている。

また、筑波山山麓を通過する旧筑波鉄道廃線敷を活用した「つくば霞ヶ浦りんりんロード」は、令和元年(2019年)11月に、国土交通省(自転車活用推進本部)が推進するナショナルサイクルルートに、全国3か所の一つとして指定されており、サイクリストの増加が見込まれる。

研究学園地区には、多くの研究所があり、宇宙航空研究開発機構筑波宇宙センターや産業技術総合研究所など、年間を通して一般公開している機関には、校外学習や生涯学習などで多くの団体客が訪れている。また、昭和60年(1985年)に開催された科学万博の際に第二会場として整備されたつくばエキスポセンターにも、春期・秋期を中心に、小学生などが遠足で訪れる施設になっている。

周辺地区では、緑豊かな田園地区であることを生かし、ブルーベリー摘み取りや田植え・稲刈り体験などのグリーン・ツーリズム事業が実施され、多くの来訪者がある。

## 3 歴史的環境

### (1) 筑波山麓地域を中心とするつくば市域の歴史的な概要

#### ○旧石器時代・縄文時代

つくば市域で人の生活が初めて確認できるのは、旧石器時代の約3.5万年前頃で、ほかの時代と比べると遺跡数は少ないものの、東岡中原遺跡(1)、下河原崎谷中台遺跡(2)、手代木田向西遺跡(3)など、県内では比較的多くの遺跡が発掘調査されて



ナウマンゾウ下顎骨

いる。平沢官衙遺跡の西側台地上に所在する北条中台遺跡(4)でもナイフ形石器等が出土している。当時は気候が寒冷で、地形や生物相も現在と大きく異なっており、花室川の河床や周囲の崖面ではナウマンゾウなどの大型獣の化石が多く見つかった。

縄文時代には、つくば市域に多くの集落遺跡があり、北条中台遺跡でも縄文時代中期等の土坑約400基、竪穴住居跡36軒等が確認されている。市南東部の下広岡遺跡(5)の中期の土坑群では炭化した堅果類やそれを調理したクッキー状炭化物が発見されており、北条中台遺跡でも森を基盤とした生活があったことを想起させる。一方、桜川下流域の上境旭台貝塚(6)や小貝川流域の吉沼大六天貝塚(7)、西谷田川下流域の小山台貝塚(8)等、汽水域の水辺に近かった場所では縄文時代後・晩期の貝塚が多く確認されており、つくば市域の中でも多様性が窺える。

#### ○弥生時代・古墳時代

弥生時代のつくば市域では、茨城県内他地域と同様に見つかっている遺跡が少ないが、平沢官衙遺跡の近くには神郡条里遺跡(9)、北条中台遺跡、明石遺跡(10)、水守遺跡(11)等が散在している。市域の弥生時代の遺跡のほとんどが後期のもの



第6図 古墳時代以前解説遺跡位置図



市内出土縄文土器



市内出土弥生土器

で、低地を臨む台地上に比較的多く、玉取山遺跡(12)のような台地内の小支谷に臨むものも認められる

また、弥生時代後期末から古墳時代初め頃になると、苜間六十目遺跡(13)のように、小貝川・谷田川流域の筑波台地の遺跡を主に、在地の土器に混ざって南関東地方の特徴を持つものが多く出土していることも、特徴的である。

古墳時代のつくば市域では集落遺跡が急増し、古墳も400基以上築造された。大型の古墳は筑波山麓地域と桜川下流域に多く分布している(第7図)。

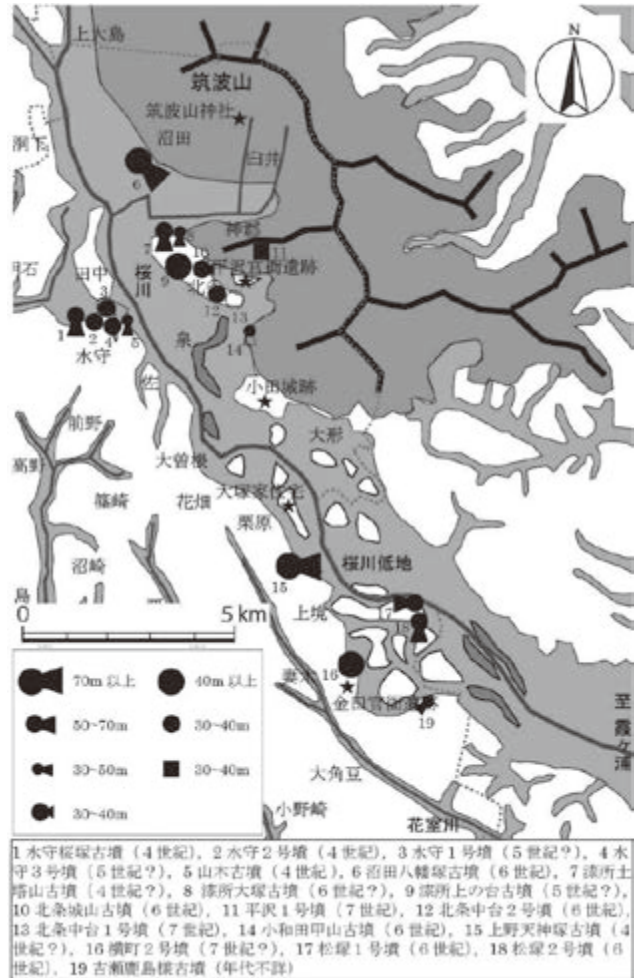
特に筑波山麓地域では、4世紀から7世紀まで大型古墳が連綿と造り続けられた。平沢官衙遺跡の周辺でも、巨大な横穴式石室が設けられた北条中台古墳群(14)1・2号墳や平沢古墳群(15)1号墳が築造されており、6世紀後半から7世紀中葉頃までの首長墓と評価できる。『常陸国風土記』によると7世紀中葉に評(こおり)が設置される以前には常陸国はなく、つくば市域は筑波国造が治めた筑波国に含まれると考えられているとともに、筑波山麓地域の首長系譜が筑波国造や筑波郡司に繋がっているとする見方が強い。

また、筑波山麓地域ではないにしろ、もう一つの大型古墳の分布域である桜川下流域も、古代河内郡衙の推定地である金田官衙遺跡(16)の所在地と重なっており、首長系譜と郡司との関係が推測される。

#### ○古代

大化の改新以降、日本が律令国家としての体制を整備していくなかで地方制度も定められた。全国は約60の国に分けられ、国はさらに郡に分けられて、郡には役所(郡衙)が置かれ、郷や里としてまとめられた複数のムラを治めた。

奈良時代の『常陸国風土記』や平安時代の『和名類聚抄』等の文献史料には、断片的ながらつくば市域の状況や地名が記載されている。つくば市域は北半が筑波郡に、南半が河内郡に含まれ、平沢官衙遺跡は筑波郡の、金田官衙遺跡は河内郡の郡衙跡と考えられている(第8図)。郡衙跡の周辺には、筑波郡では北条中台廃寺(17)、河内郡では



第7図 桜川流域の古墳

九重東岡廃寺(18)と、各地域最古となる寺院跡も確認されている。郡衙跡や周辺の集落跡では、墨書土器や遠方からの搬入品の出土も多く、都等からの新たな文物がいち早く伝わった地域の中心地であったことがわかる。なお、同一自治体内に郡衙跡が2か所存在し、ともに国指定史跡となっている例は、全国でも他に見られない。

また、『常陸国風土記』に筑波山の神の伝承が記載されているように、筑波山は古来から信仰の対象となっており、山中には古墳時代以降の祭祀遺跡が確認されている。また、平安京遷都の前後となる延暦年間(782~806年)には徳一が筑波山寺を開き、弘仁14年(823年)には筑波の神が官社となる等、信仰の山として整備されていった。なお、『万葉集』には「筑波山」を詠んだ歌が、山としては最多の25首収録されているほか、『常陸国風土記』や『万葉集』は嬬歌が行われていたことを伝えている。

一方、『常陸国風土記』は河内郡の条を欠いており、つくば市城南半の文献資料に乏しいが、つくばエクスプレス沿線開発に伴って大規模な発掘調査が相次ぎ、考古資料が蓄積されているところである。特に島名熊の山遺跡(19)は、この時期の県内最大級の集落跡で、古代島名郷の中心的な集落跡と考えられる。溝で囲まれた区画の中に掘立柱建物が規則的に並ぶ一画が確認されており、官人の装束に関わる遺物や墨書土器、木簡、遠方からの搬入陶器等が出土していることは、官衙遺跡に類似する様相であり、不明なことが多い郷を検討するための貴重な成果となっている。



第8図 古代・中世解説遺跡位置図



平安時代の9世紀後半になると律令政治の崩壊が始まり、10世紀には武士が力を持つようになった。承平5年～天慶3年（935～941年）の平将門の乱の後、将門を討伐した平貞盛は都へ出て清盛ら平家（伊勢平氏）につながっていくが、常陸国には貞盛の弟である繁盛の子孫が残り、国衙機構を支配し郡内の公領を私領化していった。

この常陸平氏の本宗家は多気氏を名乗り、筑波山麓地域の北条に拠点置いて栄えた。この頃までには平沢官衙遺跡でも高床倉庫群が無くなったと想定され、律令体制の崩壊と官衙の機能喪失を示すものと考えられる。一方で、多気氏が北条を拠点としていくことは、郡衙周辺が引き続き文物の集積地として機能していたためとも推測される。多気氏との関係がわかる文献史料や考古資料は少ないが、北条に所在する平安時代末の日向廃寺跡（20）は多気氏の栄華を物語る史跡といえる。

#### ○中世

鎌倉時代になると、源頼朝の重臣であった八田知家が常陸国の守護になり、建久4年（1193年）には多気氏を謀略によって失脚させて、常陸国内での勢力を確保した。知家の子孫は、筑波山麓地域のうち平沢・北条地区から約3km南東の小田に館（21）を構えて、小田氏を名乗った（第8図）。また、真言律宗の高僧忍性は、小田の宝篋山南麓に所在した三村山極楽寺（22）を建長4年（1252年）からの10年間、関東布教の拠点とし、三村山極楽寺はその後も室町時代まで栄えた。政治と宗教の中心を併せ持つこととなった小田は、中世を通じて常陸国内屈指の一大中心地となった。



石造宝篋印塔

小田氏は、南北朝の争乱等の数々の権力争いや戦乱に巻き込まれながらも、戦国時代まで常陸国南部で勢力を保ち続けた。しかし、16世紀後半になると、越後国の上杉氏や相模国の後北条氏を中心とする関東地方をめぐる争いの中で、常陸国北部（常陸太田市）を拠点とした佐竹氏等に小田城を奪われてしまった。市内には、このような動きを示す城館跡が数多く残っている。

小田氏が常陸国南部を広く支配する中、平沢・北条周辺の中心地としての役割は減退した。それでも、日向廃寺跡から南西へ約1kmの小泉館跡（23）が明応5年（1496年）に小田家内紛を起こした小田顕家の居館跡とされていることや、16世紀後半に大規模な山城跡である多気城跡（24）が築かれたこと等から、重要な拠点と認識されていたことが窺える。

なお、筑波山麓地域以外のつくば市域についてはさらに史資料が少なく、詳細が判明する大きな出来事はわかっていない。

#### ○近世

江戸時代、江戸から近かったつくば市域は、その多くが幕府や旗本の領地として細分された。常陸国南部での経済の中心は、水戸街道と霞ヶ浦の水運が接する土浦に移り、中世の一大中心地であった小田や平沢、北条は土浦藩領となった（第9図）。

この頃の筑波山麓地域の様子は「筑波千軒、小田千軒、北条三百六十軒」という言葉

に表される。筑波山では、徳川家光の命により神仏習合の知足院中禅寺の整備が行われて門前町が発展した。なお、明治時代の神仏分離により寺院の施設は廃絶したが、筑波山神社と筑波山大御堂として現在につながっている。

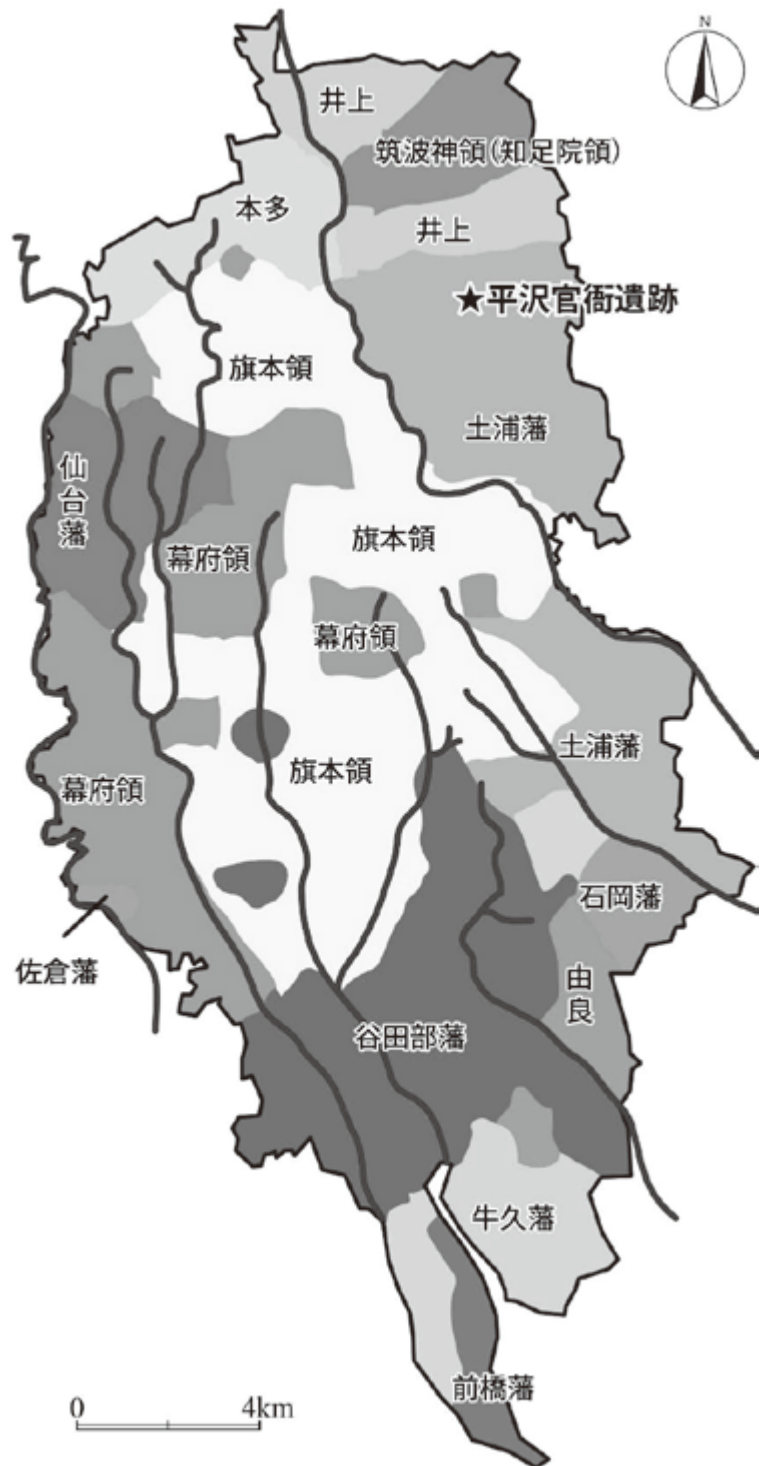
中世小田城の城下町で、土浦藩の陣屋が置かれた小田も町場として栄えた。北条は筑波や小田より人口が少なかったようであるが、早くから定期市が立っており、街道の結節点としての重要性が増していく江戸時代後半以降は在郷町として大きく発展していった。

また、つくば市域では広域に影響を及ぼすような大きな中心地がなくなったが、谷田部藩の城下町として整備された谷田部や、幕府の利根川東遷に関わる利水事業や水運により栄えた小貝川沿岸の吉沼や上郷、真瀬のような村々が、在郷町として発達し、近代以降につながる伝統的集落の基礎ができた。

なお、江戸時代のつくば市域では各地で特徴ある出来事が起きたが、江戸時代後期に谷田部で「からくり伊賀」と呼ばれた発明家、飯塚伊賀七が活躍したことは特筆される。

#### ○近・現代

つくば市域は、明治4年(1871年)の廃藩置県後、複雑な変遷の末、明治8年(1875年)に茨城県に統合された。このような動向の中、新政府樹立から廃藩置県までの4年間、東関東各地の幕府領を管轄する若森県が設けられ、県庁が若森に置かれたことは、つくば市域での特徴的なできごとであった。県の下での行政区分も複雑な変遷を経るが、明治



第9図 江戸末期市内領域図

11年(1878年)に郡とほぼ近世を引き継ぐ町村が設置されることとなった。つくば市域は筑波郡と新治郡に分かれており、筑波郡役所は谷田部に、新治郡役所は土浦に置かれ、大正15年(1926年)まで行政機関として機能した。なお、平沢官衙遺跡の所在地は、明治時代の地図によると畑として利用が確認され、少なくとも明治時代以降は畑として利用されていたものと思われる。



小田城本丸跡内を走る筑波線

明治から大正にかけて、近代化が進む中で各地に鉄道が敷かれた。大正7年(1918年)には筑波山麓地域を経由して土浦駅と岩瀬駅を結ぶ筑波鉄道が開通し、小田・北条・筑波にも駅が設置された。特に近代の北条は江戸時代後期からの経済発展がさらに進み、筑波山麓地域を代表する市街地として成長した。

昭和になって観音台に海軍の谷田部航空基地、西高野・作谷・安食に陸軍の西筑波飛行場が作られた際には、近在する谷田部、吉沼は軍との関係が強い街となった。また、大正9年(1920年)に館野に設置された高層気象台は、研究学園都市を構成する国の研究機関として現在まで存続している。

昭和20年(1945年)の第二次世界大戦終戦後、民主制度の諸改革がなされた。昭和30年(1955年)前後の町村合併ではつくば市域の3町17村が6町村となった。これらのうち筑波山麓地域を含む筑波町では、町役場が北条に置かれた。

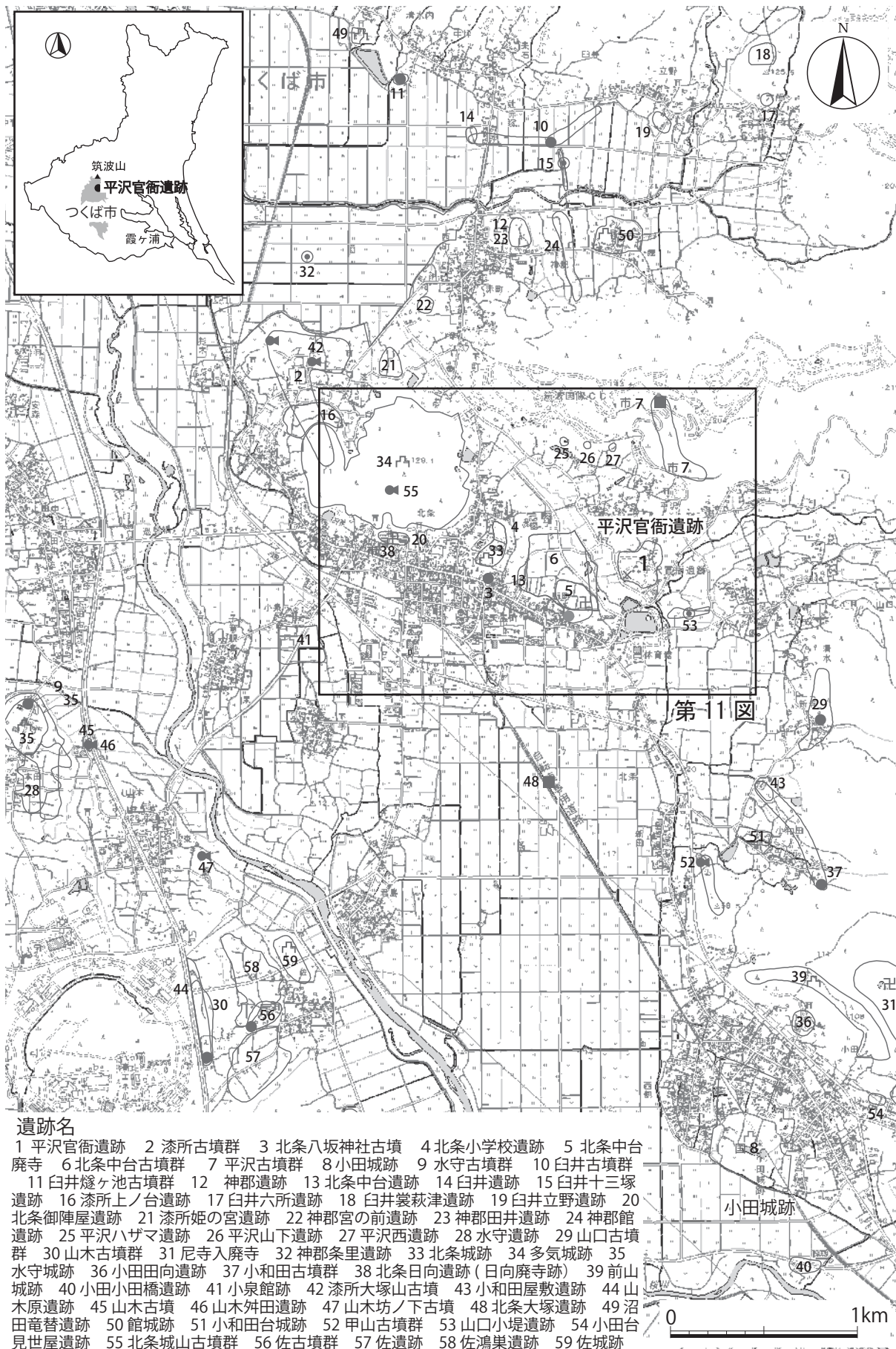
昭和38年(1963年)の閣議了解、昭和45年(1970年)の筑波研究学園都市建設法の成立を経て、筑波大学や多くの研究機関が集まる研究学園都市の建設が始まった。科学の街となった「つくば」では、昭和60年(1985年)には国際科学技術博覧会(つくば万博)が開催された。昭和62年(1987年)には大穂町・豊里町・谷田部町・桜村が合併し、つくば市が誕生した。翌年には筑波町を編入、平成14年(2002年)に荃崎町が加わって、現在のつくば市となった。平成17年(2005年)にはつくばエクスプレスが開通、沿線開発の進行により都市として現在も一層の発展をしている。



国際科学技術博覧会(つくば万博)

6町村合併後のつくば市域は、偶然にも『常陸国風土記』にある「筑波国」に含まれる範囲となったが、中心地は研究学園地区となった。研究学園都市は合併前の6町村では周辺部にあたる台地内部の平地林を主に設置されたが、合併により研究学園地区の周辺を伝統的な市街地が取り囲む配置となった。現在は研究学園地区が発展する一方で周辺の市街地は活性化策が必要となっており、筑波山や自然・





第10図 平沢官衙遺跡位置図 (1 : 30,000)